

OZ 湘南 FC 規約(案)

第一章 総則

(名称)

第1条 このクラブは、「OZ 湘南 FC (以下、クラブという。)」という。略称は OZ 湘南とする。

(事務所)

第2条 このクラブの事務所は、藤沢市内に在住しているクラブ代表又は役員宅に置く。

(目的)

第3条 このクラブは、日本サッカー協会の選手育成のコンセプトに基づき、スポーツ少年クラブの理念と綱領を参考に、地域の学校教育活動におきサッカーを通じて子供達の心身の健全な育成を目的とする。

(活動)

第4条 このクラブは、第3条の目的達成のため次の活動を行う。

- 1) 日本、神奈川県、藤沢市サッカー協会の主催する大会への参加・登録
- 2) 神奈川県、藤沢市などの自治体が主催する大会への参加
- 3) 体力向上のための活動、テスト
- 4) レクリエーション活動
- 5) 文化学習活動
- 6) 地域などへの奉仕活動
- 7) 他クラブ体との交歓、交流活動
- 8) その他、目的達成に必要な活動

(組織)

第5条 このクラブは、クラブ員、コーチ（コーチ会）、クラブ員の保護者（保護者会）で構成する。

第二章 クラブ員・コーチ・保護者

(クラブ員、コーチ及び保護者の資格)

第6条 このクラブのクラブ員及びコーチ、保護者の資格は、次のとおりとする。

- 1) クラブ員は、学区の区別なく小学生及び未就学児を対象とする。(未就学児はクラブ員の兄弟又は保護者の送迎が可能に限る)
- 2) クラブ員は、保護者の承諾を得て申し込み用紙・保険加入用紙(別紙1)及び誓約書(別紙2)に記載押印し、提出し、別途定める会費を納入するものとする。
- 3) コーチはコーチ会が同意した者であり、コーチはコーチ会に入会するものとする。ただし、コーチ会運用規則で定めるサポートコーチはクラブ規約上のコーチの資格を有さない。
- 4) 保護者とは、クラブ員の保護者であり、保護者は同時に保護者会に入会するものとする。

(クラブ員及び保護者の休会)

第7条 このクラブの休会の扱いは、次のとおりとする。

- 1) クラブ員は、病気及びその他の事由により、一時休会する場合は、休会届け(別紙3)を提出するものとする。
- 2) クラブ員は、病気及びその他の事由により、一時休会する場合の期間は、休会届けを提出した日から1年間とする。
- 3) 休会をしているクラブ員が1年間を超える場合は、第8条で定める退会届け(別紙4)を提出するものとする。

(クラブ員、コーチ及び保護者の資格の喪失)

第8条 第6条で定めるクラブ員及びコーチ、保護者の資格喪失は、次のとおりとする。

- 1) クラブ員が退会届け(別紙4)を提出し、コーチ会・保護者会で承認されたとき、クラブ員及び保護者はその資格を失う。
- 2) コーチが自らの意思により退会を申し出た場合、コーチ会で承認をされたときに、コーチの資格を失う。
- 3) コーチにおいてコーチ会の過半数の賛成により、不適任と認められたときは、そのコーチの資格を失う。

第三章 役員及び事務局

(役員)

第9条 このクラブには、次に掲げる役員を置く。

- 1) クラブ本部は、原則として次の役員で構成される。

代表 1名

副代表 2名以内

なお、クラブの運営にアドバイスをする特別顧問を置くことができる。特別顧問は役員会の承認を得たのちに就任する。特別顧問は、総会・役員会での議決権は有さない

- 2) コーチ会には、原則として次の役員を置く。

ただし、クラブの本部役員を兼務することができる。

会長 1名

副会長 2名以内

総務 2名以内

会計 2名以内

ヘッドコーチ 各チーム1名

- 3) 保護者会には、原則として次の役員を置く。

ただし、クラブの役員を兼務することができる。

会長 1名

副会長 2名以内

総務 2名以内

会計 2名以内

チームマネージャー 各チーム2名

- 4) 事務局には、原則として次の役員を置く。

事務局長 1名

副事務局長 2名以内

(事務局)

第10条 事務局には、原則として次のスタッフを置く。事務局とコーチ会役員、保護者会の役員は兼務できる。また、コーチ会、保護者会、事務局、OB会へのアドバイスをする顧問

問を置くことが出来る。顧問は役員会の承認を得たのちに就任する。顧問は、総会・役員会での議決権は有さない。

渉外 2名以内

会計 2名以内

総務 2名以内

(OB会)

第11条 OB会には、原則として次のスタッフを置く。ただし、当面は事務局にて運営を代行する。

会長 1名

副会長 1名

会計 2名以内

総務 2名以内

連絡委員 各期2名以内

(任期)

第12条 役員及び事務局、OB会スタッフの任期は、1年とする。但し再任を妨げない。

(役員代行)

第13条 役員のうち、疾病もしくはその他役員会が認める事由により、任期内の職務が果たせない場合に限り、その職務を代行する者を置くことが出来る。

第14条 代行は役員会により選任することができる。

第15条 任期は役員会において選出された日より総会までとする。ただし、当該役員が職務遂行可能と申し出があった場合は、申し出があり、職務可能と役員会で承認された日までとする。また、当該役員より辞任の申し出があり、臨時総会で承認された場合は、代行していた者がその役員の職務につくことができる。

(役員の仕事)

第16条 クラブ及び各会の役員、担当者の職務は、次による。

1) クラブの本部役員の職務は次による。

① 代表は、クラブを代表し、クラブの業務を統括する。

副代表との連絡及び協議を行う。

代表は、総会を招集する。

② 副代表は、代表を補佐し代表に不測の事態があるときは、その職務を代行する。

③ 特別顧問は、サッカーに長く関わった人、豊富な社会経験がある人、クラブ(前身の団)の運営に係わり功績があった人に依頼し、クラブの運営に対するアドバイスをいただく。

2) コーチ会の役員の職務は、次による。

① 会長は、この会を代表し、会を統括する。

会長は、副会長との連絡及び協議をする。

会長は、コーチ会を招集する。

② 副会長は、会長を補佐し、会長に不測の事態があるときは、これを代行する。

副会長は、総務を補佐し、書記に不測の事態があるときは、これを代行する。

副会長は、会計の監査を行う。

③ 総務は、コーチ会の会議の記録を行い、その他コーチ会の事務一般を行う。

④ 会計は、予算管理を行い、保護者会会計と協力し、相互チェックを行う。

⑤ ヘッドコーチは、チーム活動を統括し、活動予定等をクラブ本部、チームマネージャーに報告する。

3) 保護者会の役員の職務は、次による。

- ① 会長は、この会を代表し会を統括する。
会長は、副会長との連絡及び協議をする。
 - ② 副会長は、会長を補佐し、会長に不測の事態があるときは、これを代行する。
副会長は、総務を補佐し、総務に不測の事態があるときは、これを代行する。
副会長は、会計の監査を行う。
 - ③ 総務は、保護者会議の記録を行い、その他コーチ会の事務一般を行う。
 - ④ 会計は、現金出納を行い、会費の入金、経費の出金を管理する。現金出納帳などで記録を作成する。
 - ⑤ チームマネージャーは、各チームヘッドコーチと活動のための連絡調整を行う。
- 4) 事務局スタッフの職務は、次による。
- ① 事務局長は、この局を代表し、局を統括する。
事務局長は、副事務局長との連絡及び協議をする。
 - ② 副事務局長は、事務局長を補佐し、会長に不測の事態があるときは、これを代行する。
副事務局長は、総務及び会計を補佐し、総務及び会計に不測の事態があるときは、これを代行する。
副事務局長は、スポーツ保険の加入手続き及び保険金請求の為の書類作成と申請を行う。
 - ③ 渉外は、神奈川県及び藤沢市サッカー協会、地域社体協などの窓口となり、必要な情報を本部及び所轄の会に展開する。
 - ④ 会計は、予算管理及びクラブの収支を記録する。
 - ⑤ 総務は、活動計画表、連絡表、通知表などのクラブ行事の各種印刷物の作成、配布及びクラブの会議の記録を行う。
総務は、その他本部の事務全般を行う。
 - ⑥ 顧問は、本部、コーチ会、保護者会、事務局、OB会とのアドバイス、調整を行う。
- 5) OB会スタッフの職務は、次による。なお、OB会には善行サッカースポーツ少年団及び大越サッカースポーツ少年団に一時期でも在籍していた団員、コーチ、保護者が加入することが出来る。スタッフの就任は上記の加入要件を問わない。また、OB会スタッフには、クラブの決定事項に対する議決権はない。
- ① 会長は、この会を代表し、会を統括する。
会長は、副会長との連絡及び協議をする。
 - ② 副会長は、会長を補佐し、会長に不測の事態があるときは、これを代行する。
副会長は、総務を補佐し、書記に不測の事態があるときは、これを代行する。
副会長は、会計の監査を行う。
 - ③ 総務は、名簿の作成などOB会の事務一般を行う。
 - ④ 会計は、OB会の現金出納を行う。
 - ⑤ 連絡委員は各卒業年度のOBへの連絡を行う。

(会議)

第17条 このクラブの会議は、総会、役員会議、コーチ会会議、保護者会会議とする。

- 1) 総会は、定時総会を毎年3月又は4月に開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
 - ① 総会及び臨時総会の会議は、コーチ(コーチ会)、クラブ員の保護者(保護者会)の半数(委任状も含む)以上が出席しなければならない。総会の議決権は、クラブ員1名につき1票を保護者が有するものとする。ただし、議決権は書面に

よって委任することができる。また、コーチにも1票の議決権を与えるが、保護者とコーチを兼任する場合は、そのコーチが保護者として有するクラブ員の議決権数を上限とする。この議決権は書面によって委任することができる。

- ② 総会の議事進行は、出席者の中から選出した議長が行うものとする。
なお、議長の選出は役員会の指名によるものとする。
 - ③ 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合においては、選出された議長の決するところによる。
- 2) 役員会議は、第9条に定める役員により構成する。
役員会議は、クラブ本部及び各コーチ会、保護者会、事務局の要請により代表が招集する。
 - 3) コーチ会会議は、第6条3項に定めるコーチで構成する。
コーチ会会議を開催する場合は、必要に応じて、コーチ会の会長が招集する。
 - 4) 保護者会会議は、第6条4項に定める保護者により構成する。
保護者会会議を開催する場合は、必要に応じて、保護者会の会長が招集する。

(役員を選出)

第18条 役員を選出及び選出時期は、次のとおりとする。

- 1) 役員及び事務局スタッフは総会において承認を得て選出するものとする。
- 2) ただし、役員の任期は、原則として総会から総会まで1年であることから、12月末までに候補者を決め引継を行うこととする。
- 3) 役員に欠員が生じた場合は、規約により兼任するか、第13条から15条に定める代行を選出する。正式な後任は臨時総会で選出する。

第四章 会計

(クラブ費等)

第18条 このクラブのクラブ費等は、次のとおりとする。

- 1) クラブ費
 - ① 毎年役員会議で検討し、総会時に承認を得る。
 - ② 年4回、3ヶ月分を納入する。
 - ③ 途中入会及び休会していたものが復帰する場合は、月割りにて計算の上、納入する。
 - ④ 途中退会の場合は、返金しない。
 - ⑤ 休会の場合は、既払いのクラブ費は、返金しない。
ただし、2ヶ月以上の休会については、休会した月分を切り上げて返金することができるものとする。
- 2) その他
 - ① チーム活動費として必要に応じて臨時徴収することもある。
 - ② クラブに加入したクラブ員、コーチ会に入会したコーチは財団法人スポーツ安全協会の保険に全員加入するものとする。

(会計年度)

第20条 このクラブの会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

第五章 その他

(慶弔)

第21条 クラブの慶弔については、次の通りとする。

- 1) 対象はクラブ員、クラブ員の保護者、コーチとする。クラブ員については、大越スポーツ少年団、善行サッカースポーツ少年団であったものを含める。
- 2) 上記の対象者に不幸があった場合は、クラブとして供花を出すこととする。
- 3) 慶弔金については、有志にて拠出し、クラブとしてまとめてお供えする。
- 4) 上記以外の対象者は、原則、クラブ費から拠出せず、有志で行うものとする。

(事故等)

第22条 このクラブの活動中における事故等の取り扱いは、次のとおりとする。

- 5) 活動中の事故等については、コーチに過失がない限り保護者が責任を負わなければならない。
- 6) 送迎などの引率者に対して責任は問わない。
- 7) 活動中の事故等については、スポーツ安全保険の保障範囲を限度とし、それ以上の責任を負わない。

(ユニフォーム等)

第23条 このクラブのユニフォーム等はクラブ指定のものとする。

- 1) 背番号については、クラブが指定した背番号とする。
- 2) 正ユニフォーム、パンツ、ストッキングは個人負担で購入し、個人のものとする。

(細則)

第24条 その他必要事項については、別途、役員会議で定める細則によるものとする。

(規約の改廃)

第25条 この規約の改廃は、クラブの総会により議決されるものとする。

(附則)

第26条 本規約は2015年4月1日より施行する。